

2021年12月1日
世紀東急工業株式会社

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、独占禁止法違反の発生要因を分析して策定した、2016年3月25日付「独占禁止法順守に向けた再発防止策」及び、2020年1月24日付「調査委員会の提言に対する当社具体的再発防止策」を公表しております。

現在、この再発防止策を着実に遂行するとともに、一連の法令違反を風化させることなく永続的にコンプライアンス経営を推進していくことを目的として、再発防止に係るモニタリング状況を四半期毎に経営会議・取締役会に報告しております。

2021年度上半期の進捗状況について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 再発を未然に防止するための教育の徹底

①意識レベル向上を目的とした教育

5月に新任所長10名を対象とした研修会を開催し、管理者としての責務を認識させるとともに独占禁止法に関する再教育を実施しました。

上半期に実施した階層別のコンプライアンス研修において、99名に対して独占禁止法違反による影響等を教育しています。

月2回、全役職員にメール配信している教育資料を活用して、独占禁止法を含むコンプライアンス全般に対する意識を高めるための研修を各事業所において毎月実施しています。

②事業所におけるコンプライアンスを推進させるための研修

全事業所に配置したコンプライアンス推進責任者(84名)に対し、必要な知識の習得と責任ある立場にあることを再認識させる目的で、外部講師による独占禁止法を含むコンプライアンス研修を8、9月にWebで開催しました。

③前期監査結果を踏まえた再発防止策の適正運用を周知徹底

前期監査における主な不備項目を全支店に水平展開するとともに、支店事業部における教育を継続して実施するよう指導しています。

営業日報のシステム入力について、必要な入力内容等を改めて営業部長名にて通達し、違法行為を行っていない明確な証拠を残すよう指示しました。

2. 再発の探知と監視体制の強化

①第三者監査における提言への対応

弁護士より受領した監査報告書における提言について検討を行い、年2回実施していたアンケートは内容を刷新したうえで年1回実施する事とし、事業所監査において使用しているチェックリストについては、不備が発生した要因等も確認できる書式に改善しました。

各事業所における教育・管理の手法についての好事例を水平展開することにより、全体の底上げを図ります。

②網羅的な事業所監査

今期予定の92事業所中、38事業所の監査を実施しました。

上半期は感染症対策として事業所から書類を取り寄せての監査としましたが、下半期は状況に応じて往査を実施します。

改訂したチェックリストを用い、独占禁止法順守マニュアルにて規定している競合他社職員との接触記録や営業日報、製品部門における価格決定プロセス等が適正に記録、報告されているかを確認するとともに、前期監査時の不備に関して支店事業部より報告された改善内容が継続して実施されているかを確認しています。

3. 意識改革の継続

①会社方針の継続的な周知

社内報等におけるトップメッセージの掲載や「コンプライアンス便り」、「コンプライアンスメールマガジン」などのツールを用いて、全役職員に対し、会社の法令等順守を徹底するという方針を継続的に発信しています。

以上